

監視の社会基盤(インフラ)としての番号制度

[1] 番号制度の目的、機能、仕組み

1) 共通番号制度の目的=個人・団体を識別し、情報共有する社会基盤を作る

マイナンバー制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)である。

(※文中の注記のない図は、政府のマイナンバー制度概要資料より引用)

2) 共通番号制度の機能=個人情報を生涯(タテに)追跡し、機関・分野を超えて(ヨコに)共有する

「我が国において、複数の機関に存在し、かつそれぞれに蓄積される個人の情報が同一人の情報であるという確認を行うための基盤が存在しない……。年金のように国民一人ひとりの情報が生涯を通じて「タテ」につながる必要性や、医療・介護など制度横断的に自己負担上限額を定める場合のように国民一人ひとりの情報が分野を超えて「ヨコ」につながる必要性が、この基盤なしには充足し難いのである。」(「社会保障・税番号大綱」2011年6月30日 3頁)

⇒番号制度を利用すれば、いままで不十分だった様々な監視手段により収集された情報を個人・団体を一意に識別して照合・結合することが可能になるとともに、新たな監視手段が生まれる

3) 日本の番号制度(「マイナンバー制度」)の仕組み

社会保障・税番号制度の仕組み

◎個人に

- ①悉皆性(住民票を有する全員に付番)
- ②唯一無二性(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性(見える番号)
- ④最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「個人番号」を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

◎個人が自分が自分であることを証明するための仕組み

◎個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み



(1) 付番=悉皆で一意的に個人・団体を識別特定するための番号の付番

個人番号・法人番号の付番

個人に付する「個人番号」(マイナンバー)

付番	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。(第7条第1項) ※対象者は住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者、中长期在留者、特別永住者等の外国人。 ※所管は総務省、市町村の事務は法定受託事務。 ※個人番号の桁数は、12桁を予定。
変更	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長は、個人番号が漏えいして不正に用いられる恐れがあると認められるときは、請求又は職権により、従前の個人番号に代えて、新たな個人番号を指定し、通知カードにより通知しなければならない。(第7条第2項)
番号生成機関	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長は、個人番号を指定するときは、あらかじめ地方公共団体情報システム機構に対し、指定しようとする者に係る住民票コードを通知し、個人番号とすべき番号の生成を求める。(第8条第1項) 地方公共団体情報システム機構は、①他のいずれの個人番号とも異なり、②住民票コードを変換して得られるものであり、③住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでない番号を生成し、市町村長に通知する。(第8条第2項)

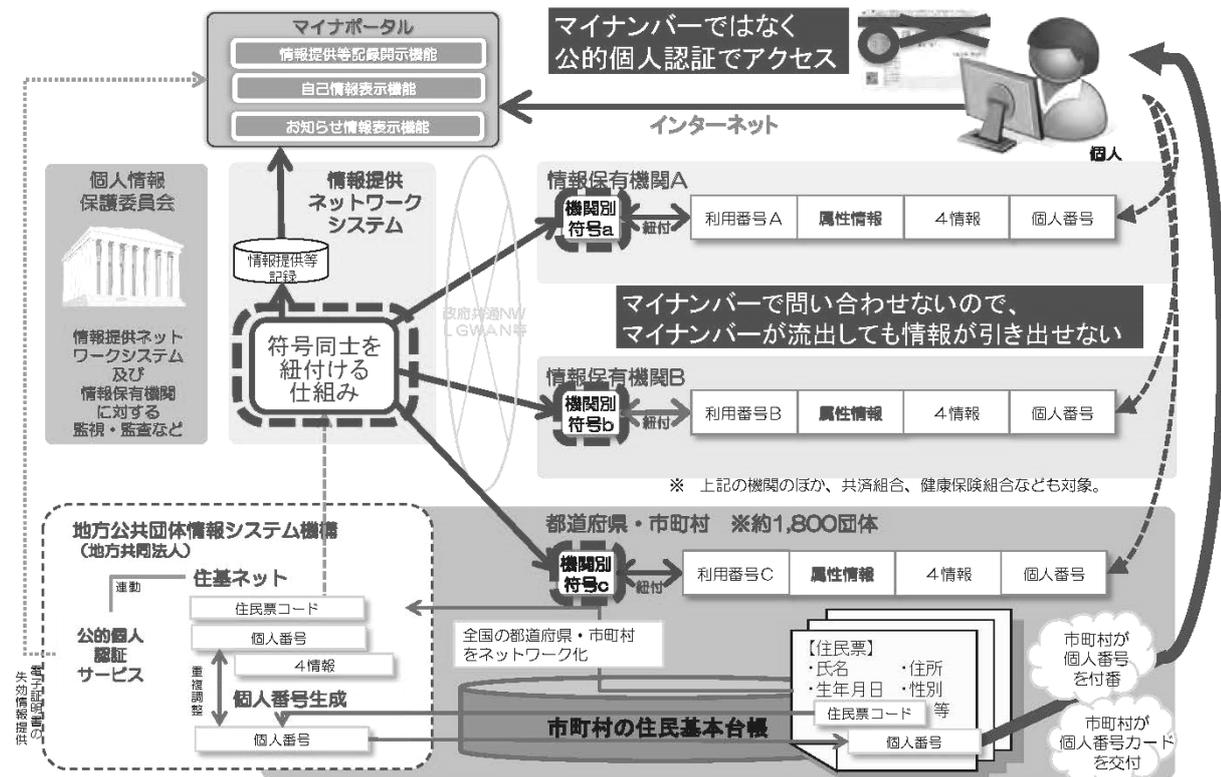
法人等に付する「法人番号」

付番	<ul style="list-style-type: none"> 国税庁長官は、法人等に対して、法人番号を指定し、通知する。(第58条第1項) ※所管は国税庁。 ※法人番号の桁数は、13桁を予定。 国税庁長官は、法人番号指定のため、法務大臣に対し、会社法人等番号の提供を求めることができる。(第60条) 法人番号の付番対象(第58条第1項、第2項) <ul style="list-style-type: none"> ① 国の機関及び地方公共団体 ② 会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人 ③ ①②以外の法人又は人格のない社団等で、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書を提出することとされているものなど、一定の要件に該当するもの ④ ①~③以外の法人又は人格のない社団等であって、政令で定める一定の要件に該当するもので、国税庁長官に届け出たもの
変更・通知、検索及び閲覧	<ul style="list-style-type: none"> 法人番号は変更不可 国税庁長官は、付番した法人番号を当該法人等に書面により通知 法人番号は官民を問わず様々な用途で活用 ※法人等の基本3情報(商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号)の検索・閲覧可能なサービスをホームページ等で提供。ただし、人格のない社団の場合は、予め同意のある場合のみ。

5

(2) 情報連携=機関・分野を超えた情報共有の仕組み

マイナンバー制度における、符号を用いた情報連携



(3) 本人確認＝現実に存在する人間と番号とをひも付けて確認

マイナンバーカード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	マイナンバーカード	通知カード
1 様式	 <p>○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制</p>	 <p>○マイナンバーをうら面に記載 ○顔写真をおもて面に記載</p>	 <p>○マイナンバーを券面に記載 ○顔写真なし</p>
2 作成・交付	<p>○即日交付又は窓口で2回来庁</p> <p>○人口3万人未満は委託可能</p> <p>○手数料:1000円が主 (電子証明書を搭載した場合)</p> <p>○交付事務は自治事務</p>	<p>○通知カードとあわせて個人番号カード交付申請書を送付し、申請は郵送やオンライン等で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)</p> <p>○全市町村が共同で委任。民間事業者の活用も視野</p> <p>○手数料:無料 ○有効期限:10年(20歳未満は5年) ○交付事務は法定受託事務</p>	<p>○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。</p> <p>○全市町村が共同で委任。民間事業者の活用も視野</p> <p>○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務</p>
3 利便性	<p>○身分証明書としての利用が中心</p>	<p>○身分証明書としての利用</p> <p>○マイナンバーを確認する場面で番号法上義務付けられている本人確認に利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等)</p> <p>○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用</p> <p>○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用</p>	<p>○マイナンバーカードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等でマイナンバーの提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)</p>

マイナンバーカードの3つの利用箇所について

◎ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー(個人番号)は使用しません

マイナンバーカードの裏面



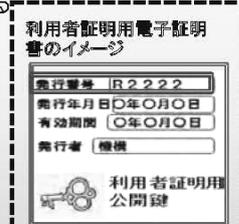
①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能
例:金融機関におけるインターネットバンキング等



- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

民間も含めて幅広く

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例:印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイキー部分



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

4) 番号の利用事務と情報連携事務

(1) 利用事務 (第9条) ……マイナンバーは何に使えるか

当面、社会保障制度、税及び災害対策に関する分野での利用 (法に目的限定はない=拡大を前提)

「個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、……他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない」(番号法第3条2)

・「個人番号利用事務」=法別表第一の事務(9条1)+自治体が条例で定める事務(9条2)

・「個人番号関係事務」=利用事務に関して行われる他人の個人番号を利用して行う事務(9条3)

マイナンバーの利用範囲		
社会保障分野	年金分野	⇒ <u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u> 別表第一(第9条関係) ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	⇒ <u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他分野	⇒ <u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
税分野	⇒ <u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u>	
災害対策分野	⇒ <u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u> ⇒ <u>被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u>	
⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。		

7

・激甚災害時の支払いの特例(9条4)

・第19条第11(12)号から第14(15)号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる(9条5)

↓

第19条12= 国会の審査・調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査、その他政令で定める公益上の必要があるとき

↓

「公益上の必要がある場合」=番号法施行令第26条別表(2014年3月31日公布 平成26年政令第155号)少年法、破防法、国際捜査共助法、暴対法、不正アクセス防止法、組対法、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律、犯罪収益移転防止法、国際刑事裁判所に対する協力法など、警察や公安機関をふくめ26項目に提供を認める

(2) 情報連携事務(情報提供ネットワークシステムの利用事務)

- ・第19条7 別表第二の事務(現在は、別表第一の事務の一部)
- ・第19条8(2015.9改正で追加) 自治体条例利用事務の情報連携

[2] 番号制度による監視

1) 社会保障的監視(不正の監視) ……今回は略

「行政にとっても、国民それぞれの実情にあったサービスを提供するための前提としての正確な本人特定ができず、したがって、真に手を差し伸べるべき者に対するセーフティネットの提供が万全ではなく、不正行為の防止や監視が必ずしも行き届かない状況にある。」(「大綱」3頁)

2) 治安的監視

「国家管理への懸念=国家により個人の様々な個人情報(番号)をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかと懸念」(「大綱」15頁)

3) 監視のもたらす「萎縮効果」→民主主義の危機をも招く

「仮に、様々な個人情報が、本人の意思による取捨選択と無関係に名寄せされ、結合されると、本人の意図しないところで個人の全体像が勝手に形成されることになるため、個人の自由な自己決定に基づいて行動することが困難となり、ひいては表現の自由といった権利の行使についても抑制的にならざるを得ず(萎縮効果)、民主主義の危機をも招くおそれがあるとの意見があることも看過してはならない。」(「社会保障・税番号大綱」15頁)

4) 番号制度の個人情報保護措置で防げるか

※「懸念」は現実の危険性

「番号制度における個人情報保護措置は、「もっぱら主観的な不安感の解消のみを目的」としたのではなく、何らの個人情報保護措置も講じなかった場合に個人情報の漏洩等の「客観的な危険性が生じ得る」ことを想定した上で、かかる危険の具体化を防ぐことを目的としたものである。」

「しかしながら、①制度上の保護措置、②システム上の保護措置を講じているから、上記の想定し得る各危険性は、具体的危険性ではない。」

(マイナンバー違憲東京訴訟求釈明(1)に対する国の回答2016年10月4日)

マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- ・ マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかと懸念
- ・ マイナンバーの不正利用等(例:他人のマイナンバーを用いた成りすまし)により財産その他の被害を負うのではないかと懸念
- ・ 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかと懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置(マイナンバーの確認・身元(実存)の確認)(番号法第16条)
- ② マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止(番号法第20条、第28条)
- ③ 個人情報保護委員会による監視・監督(番号法第36条～第38条)
- ④ 特定個人情報保護評価(番号法第26条、第27条)
- ⑤ 罰則の強化(番号法第51条～第60条)
- ⑥ マイナポータルによる情報提供等記録の確認(番号法附則第6条第3項)

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



15

[3] 合法的な治安的監視への利用の可能性

1) 利用事務(別表第一)、情報提供ネットワーク利用事務(別表第二)への追加

政府は将来的な警察関係・治安的利用の利用事務への追加を否定していない

※住基ネットでは、住民の利便向上、福祉の増進という住基法の立法目的から、警察や徴税では利用しないと国会答弁され、利用せず

(1) 番号法成立時の国会答弁……交通違反記録→公安の世界での利用も否定していない

江島（自民）[参院内閣委2013 5/21] 将来、個人番号制度で交通違反記録を把握する可能性は？

○政府参考人（向井治紀） 現時点で駐車違反などの交通記録の確認の事務というものの番号制度の利用は想定していない。「利用範囲の拡大につきましては、番号法の施行状況を勘案し、今後三年後をめどに進めてまいるといふふうに法律に書いてございますけれども、一種何といいますか、そういう公安の世界というのはある意味最も比較的遠い世界かなという気はいたします。」

(2) 番号法成立時の国会答弁……外国人管理への利用も検討

藤末（民主）[参院総務委2013 5/21] 番号制ができたときにテロ対策も含め横断的な情報管理が必要。外国人の方々を管理できるようなシステムを想定した設計を。

○政府参考人（中村秀一） 今の現段階での利用はもちろん今委員御指摘になったようなものには使えない。ただ委員の御指摘は、そういったことにも対応できるようなシステム設計を考慮するようにというお話であると思いますので、その点については承りました。

(3) 政府税制調査会マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ(2013年11月8日議事録21頁)

内閣官房向井審議官「番号を議論している過程で、何でも番号を入れて便利な方が良いという人と、それから、典型的には弁護士会ですが、個人情報の保護が大事だ、いわゆる人権派と称される人たちとの様々な議論がある中で、番号を入れるのに一番ハードルが高いのは警察関係です。」

2) 自治体の条例による独自利用事務（番号法第9条2項）への治安的監視の規定の可能性

条例利用事務＝社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務

⇒「防災に関する事務」として国民保護法関係への利用の可能性

2004国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)

地方公共団体は防災に関する体制を活用しつつ「武力攻撃災害」に対処する国民保護を実施

3) 法人番号の団体管理への利用（団体総背番号制）・・・法人番号の利用に制限はない

(1) あらゆる団体に付番される（2013年4月3日衆院内閣委 荒井委員への答弁）

○(向井政府参考人) 基本的には、全ての法人に番号を振る。税の分野では、人を雇っておれば源泉徴収が発生。法人でなくても、いわゆる人格なき社団等についても納税義務が発生する可能性があり、そういうものは全て付番したい。

(2) 分野横断的に特定の法人等を一律に識別可能(2013年4月3日衆院内閣委山之内委員の答弁)

○(向井政府参考人) 我が国では、分野横断的に、特定の法人等を一律に識別可能な番号が存在しないということもございますので、この番号制度に法人番号制度を導入した。

(3) 利用規制がなく何に使うのも自由(2013年4月3日衆院内閣委大熊委員への答弁)

○(向井政府参考人) 法人番号は個人情報に該当する個人番号とは異なり、法人番号自体を保護する必要はないので、番号法上、個人番号に比べて法人番号に係る規定というのは限定されている。そのため、法人番号は、官民間問わず自由に機関内の法人情報とひもつけて管理する。

4) 特定秘密保護法の適性評価での利用も可能（2014年3月7日衆院内閣委赤嶺委員への答弁）

○向井政府参考人 「適性評価の実施につきましては、今後、その内容や方法等の詳細についての検討が進められるものと承知してございます。したがって、特定秘密保護法第十二条第四項に基づきます資料の提出や報告の徴収における特定個人情報、番号付きの個人情報の取り扱いについても、その検討の過程において検討することとなると思っております。したがって、その検討が定まりました上で番号法の政令に規定するかどうか決められるものというふうに承知してございます。」

[4] 第9条5項—第19条第12号提供個人情報^の治安的利用(合法的?)

1) 刑事事件等+政令26事務でどのように使われるか……利用については曖昧

(1) 該当すれば、特定個人情報の提供をしてよい(19条)

(2) 提供を受ければ、提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用できる(9条)

「目的」と「必要な限度」は、提供を受けた行政機関等が恣意的に判断可能

(3) 該当すれば、特定個人情報の収集・保管をしてよい

第20条 何人も前条各号のいずれかに該当する場合を除き特定個人情報を収集し又は保管してはならない。

2) 番号法第19条12による利用についての政府等の説明

政府は「捜査・調査した際に個人番号が含まれていた場合に資料収集が阻害されないために規定した」と説明。しかし番号法にはこのような限定はなく、収集・保管・利用・提供が可能

※「収集」とは集める意思をもって自己の占有に置くことをいう。人から取得する場合のほか、電子計算機等から取得する場合も含む。「保管」とは、自己の勢力範囲内に保持することをいう。(番号法逐条解説(内閣府大臣官房番号制度担当室2014年5月12日)48頁) **↓以下の政府説明はゴマカシ**

(1) リレーシンポでの政府の説明(旧民主党法案閣議決定後の2012年2月26日 神奈川会場)

峰崎直樹番号制度創設推進本部事務局「例えば犯罪の捜査とか、そういったところにも使われるじゃないかといった点につきましては、これは司法の領域で、犯罪捜査のために裁判所が許可をすることで、現実においても、例えば今、警察が、例えば犯罪の捜査ということで、裁判所の許可を得た場合には、私たちの例えば預金通帳を銀行側に対して調べる権限を持ってますよね。犯罪捜査の分野というのは、一般的な法律によって彼らは捜査をできるわけです。……

今回、犯罪捜査の分野を無理矢理入れたのではなくて、法律上に規定して整理をさせていただいているということですので、何もここから新たに特別にそのことを入れたというわけではございません。」(議事録44~45頁)

(2) 2014年3月7日の衆院内閣委赤嶺委員への答弁

○向井政府参考人 「これらのものにつきましては、一つは、国政調査権でありますとか、あるいは裁判所の手続でありますとか、あるいは一定の行政調査、それらにつきましては、例えば調査した際に、たまたまそのある情報に番号が含まれていた場合、それを持ってこられないというのは非常に調査の妨げになるということですのでございまして、これらに類するようなもの、例えば刑事事件に類する少年法でございまして、あるいは、行政調査の中でも、例えば租税の調査ですとか、そういうものを政令事項として定めたいというふうに考えております。」

(3) 政令案パブコメへの考え方での説明

「法第19条第12号及び施行令第24条は、公益上の必要性から、法令の規定に基づく調査手続等において必要な資料の収集が阻害されないよう、特定個人情報の提供・収集を認めるものですが、個々の調査目的を逸脱して、取得した特定個人情報を他の目的のために分析し、活用することは番号法上厳格に禁止されています。」

(4) 番号法逐条解説(内閣府大臣官房番号制度担当室 2014年5月12日)

「(10) 各議院審査等その他公益上の必要があるとき(第12号)

各議院による国政調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、犯則事件の調査、会計検査院の検査において、その調査等の対象たる資料中に特定個人情報が含まれる場合が想定される。例えば、個人番号を漏えいした本法違反の刑事事件において、漏えいに係る特定

個人情報^{を証拠として裁判所に提出する場合などである。}このような場合にも調査等を制限することなく行うため、提供制限の例外とするものである。」（47頁）

(5) 「番号法の逐条解説[第2版]」宇賀克也東大教授※ 有斐閣2016 124-5頁)での解説

「これらの場合には、特定個人情報の提供の必要性が大きい一方、不正な情報提供は想定し難いという理由で、情報提供ネットワークシステムを介しない特定個人情報の提供が認められている。」

※「個人情報保護ワーキンググループ」構成員、「情報保護評価サブワーキンググループ」座長

3) 第19条第12号による利用は個人情報保護措置の対象とならない（チェックできない）

(1) 特定個人情報保護委員会のチェック（指導助言・勧告命令・報告立入検査）の適用除外

・自民豊田[衆院内閣委2013 3/27]（番号法第19条第12号で）刑事事件の捜査で収集した特定個人情報については、特定個人情報保護委員会の権限が及ばないか

○向井政府参考人 刑事事件等については特定個人情報保護委員会の権限が及ばない。その理由は、刑事事件等は裁判所の規律に従うことになっているので、基本的には裁判所が一律的にそういう捜査・押収を命じ管理する、他の類似の規定におきましてもこういうふうな権限は外されている

・内閣官房による逐条解説での除外理由の説明（100頁）

「適用除外としないと各手続の迅速な行使が阻害されるおそれがあり、さらに、国政調査等及び裁判所の手続は三権分立の観点から、会計検査院の検査は権限の性格上、それぞれ独立性が強く要求され、また、裁判の執行、刑事事件の捜査、犯則事件の調査は、裁判手続に付随する準司法的手続である上、密行性が要求され、一方で刑事訴訟法、国税犯則取締法等において各種の保護措置や裁判所による救済措置等が講じられていることなどから、適用除外とするものである。」

(2) マイナポータルによる情報提供等記録等の本人開示の対象にならない

・情報提供ネットワークシステムを介さないため、情報提供記録はなく、開示されない

・行政機関保有情報の自己情報開示の対象にならない

行政機関個人情報保護法 第十四条「不開示情報」

五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(3) 特定個人情報保護評価ではチェックできない（評価書が作成されるか疑問、公示はされない）

（特定個人情報保護評価）番号法第27条

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、……「評価書」を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。

(1) パブコメで示された内閣官房の考え方（2014年4月18日）

【意見】番号法第19条第12号で提供される特定個人情報について、特定個人情報保護評価における取扱いを明確にすべき。

【回答】「評価実施機関が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、規則第4条各号に当該しない限り、当該ファイルを保有する理由・根拠にかかわらず、特定個人情報保護評価の実施が必要」

(2) 規則第4条で実施を義務付けられない事務（評価指針の解説(平成26年4月18日)43頁より抜粋）

特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、次に掲げる事務は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

イ 手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第2号）

ウ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数(以下「対象人数」という。)が1,000人未満の事務(規則第4条第3号)

(3) 評価書の公示をしなくていい事務

特定個人情報保護評価に関する規則第10条(公示の特例)

「法第27条第1項に規定する公示を行うにあたり、当該公示に係る評価書が犯罪の捜査、……犯則事件の調査または公訴の提起若しくは維持のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係るものであるときは、その全部または一部を公示しないことができる」

4) 第19条第12号で提供された特定個人情報は「個人情報ファイル」(データベース)化されないか

(1) 政府は押収名簿のデータファイル化は違法と説明(衆院内閣委2013年4月24日赤嶺委員質疑)

○辻政府参考人 振り込め詐欺等の被害に遭うおそれのある方に対する注意喚起のために、警察庁において、特殊詐欺等の犯行グループから押収した名簿を集め、これをデータ化したものを都道府県警察に還元することを今やっている、平成二十四年度中に還元したものは約六十三万人分。

○赤嶺委員 番号制度が導入されれば、犯人から押収した名簿に個人番号が付番されている可能性がある。この場合の個人番号を含む個人情報の保管は可能か。

○向井政府参考人 番号法で個人番号の利用は第九条に規定した事務に限られているので、刑事事件の捜査に関しまして証拠として押収した個人番号つきの名簿を、証拠として取り調べることは認められますが、これを超えまして、その個人番号をキーとして検索したりすることは認められない。

○赤嶺委員 警察が犯人グループを摘発するほど、警察には個人番号つき個人情報が蓄積をされていく。こうしたデータが恣意的に利用されないか

○向井政府参考人 そういうふうなデータファイルというのが存在し、検索機能を有するというのは、それ自体が違法になる。

○赤嶺委員 違法は違法ですが、これをどうやってチェックするのか。

○向井政府参考人 特定個人情報につきましては、特定個人情報保護委員会がチェックする。その中で、一部については特定個人情報保護委員会の権限から外れている部分があるが、今おっしゃったようなことが現実に起こったと仮定すれば、それは第三者委員会の権限が及ぶ。

(2) 番号法第29条(特定個人情報ファイルの作成の制限)では、特定個人情報ファイル作成は可能?

「個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。」

・内閣府大臣官房番号制度担当室の「逐条解説」では(62頁)

「第11号から第14号までに該当する場合には、特定個人情報ファイルを作成する必要性が認められる場合がありかつそうすることによる権利利益の侵害のおそれも考えにくいと、本条の例外とする」

・「番号法の逐条解説[第2版]」(宇賀克也著 有斐閣2016 123頁)の解説では

「(12号から15号)の事務は個人番号利用事務等ではないが、かかる場合には、特定個人情報ファイル作成の必要性が認められ、かつ、特定個人情報ファイル作成による個人の権利利益侵害のおそれが認められないからである。したがって、特定個人情報ファイルを作成できる場合は、(i)個人番号利用事務等の処理に必要な場合、(ii)本法19条11号から14号までに該当する場合に限られることになる」

(3) 提供を受けた特定個人情報の共有は可能(2014年3月7日 衆院内閣委赤嶺委員への答弁)

○赤嶺委員 破防法の第二十九条は「公安調査庁と警察庁及び都道府県警察とは、相互に、この法律の

実施に関し、情報又は資料を交換しなければならない。」と規定。警察と公安調査庁は、それぞれが集めた番号つき個人情報、これも交換することができるか

○向井政府参考人 「破壊活動防止法第二十九条に基づき、公安調査庁と警察庁及び都道府県警察との間で行われる破壊活動防止法の実施に関する情報または資料の交換につきましては、現在パブリックコメントにかけました番号法が委任する政令案及び番号法本体にも例外として規定はしておりませんので、このパブリックコメントにかけました案がそのまま決定すると仮定すればそういうこととなります」

5) 「捜査関係事項照会」をされた場合は？

(1) 捜査関係事項照会とは（刑事訴訟法第197条2）

捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

「捜査関係事項照会書の適正な運用について（通達）」（1999年12月7日警察庁）では回答義務について

「公務所等に報告義務を負わせるものであることから、当該公務所等は報告することが国の重大な利益を害する場合を除いては、当該照会に対する回答を拒否できないものと解される。また、同項に基づく報告については、国家公務員法等の守秘義務規定には抵触しないと解されている。しかし回答を拒否した場合でも罰則の適用はなく、照会先である公務所等に対し、強制力をもって回答を求めることができないことから、回答に伴う業務負担等、相手方に配慮した照会に努めなければならない」

(2) 福島みずほ参議院議員の「番号法、個人情報保護法に関する質問主意書」への答弁

第189回国会(常会)質問主意書質問第136号(平成27年5月22日) 答弁書第136号(平成27年6月2日)

一 番号法に関する基本的事項について

1 内閣府大臣官房番号制度担当室作成の番号法の逐条解説（以下「逐条解説」という。）では、提供が認められる場合として、「個人番号を漏えいした本法違反の刑事事件において漏えいに係る特定個人情報を証拠として裁判所に提出する場合」が例示されている。また第百八十六回国会衆議院内閣委員会の三月七日の審議において政府は、「例えば調査した際に、たまたまそのある情報に番号が含まれていた場合、それを持ってこれないというのは非常に調査の妨げになる」ために政令事項として定めたと答弁している。

他方、市民団体の質問に、刑事訴訟法第百九十七条の規定に基づく「捜査関係事項照会」に応じて特定個人情報を回答（提供）することも番号法第十九条第十二号により可能と回答しており、警察関係者が「捜査関係事項照会書にマイナンバーを記せば、納税記録などが得やすくなり摘発の端緒として有用」と話していたとも報じられている（「サンデー毎日」二〇一五年二月一日号）。

捜査関係事項照会の際に、個人番号により照会することが認められるか、政府の見解を示されたい。また番号法第十九条を提供の法的根拠として、個人番号が付いていなければ警察等に提供されない個人情報、個人番号が付き特定個人情報となることにより提供可能になるか、政府の見解を示されたい。

（答弁書）一の1について

お尋ねの「捜査関係事項照会の際に、個人番号により照会すること」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第十九条第十二号に該当する適法な特定個人情報の提供になり得る。

また、お尋ねの「個人番号が付いていなければ警察等に提供されない個人情報、個人番号が付き特定個人情報となることにより提供可能になる」については、その意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

2 番号法第二十条では、第十九条に該当する場合、特定個人情報の収集、保管が認められている。番号制度にはプライバシー侵害の危険があり、特定個人情報保護委員会による監視・監督、特定個人情報

保護評価の実施、マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認などの個人情報保護措置が規定されている。番号法第十九条及び同法施行令により警察等に提供された特定個人情報について、これら保護措置がどのように適用されるか、示されたい。

3 番号法第五十三条では、第十九条及び同法施行令により警察等に提供された特定個人情報は、特定個人情報保護委員会の指導及び助言、勧告及び命令、報告及び立入検査の適用除外とされている。逐条解説では刑事訴訟法、国税犯則取締法等において各種の保護措置や裁判所による救済措置等が講じられていることが理由とされているが、警察等に提供された特定個人情報が適切に取り扱われていることを確認する仕組みと、不適切な扱いに対する救済措置について示されたい。

(答弁書) 一の2及び3について

法第十九条第十二号の刑事事件の捜査が行われる場合等における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、法第五十条から第五十二条までの規定は適用されず、また、当該特定個人情報は、法附則第六条第五項に規定する情報提供等記録開示システムの対象とはならない。一方、当該特定個人情報に係る特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、法第二十七条の規定により特定個人情報保護評価を実施する必要がある。

また、刑事事件の捜査において押収された資料等については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第一百三十一号）その他の関係法令に基づき適切に取り扱われるものと考えている。

4 番号法第九条第五項では、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができることとされている。番号法第十九条により刑事事件捜査のために提供された特定個人情報について、提供を求めた個別の刑事事件捜査に限定して利用されるのか、それともその他の刑事事件捜査等にも利用されるのか、「目的」と「限度」の判断基準を示されたい。

(答弁書) 一の4について

法第十九条第十二号に該当して特定個人情報の提供を受けた者は、法第九条第五項の規定により、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができることとされているが、その目的と限度の関係については、個別具体的な事案に即して判断されるべきものであり、あらかじめお尋ねの「判断基準」をお示しすることは困難である。

5 第八十三回国会衆議院内閣委員会の四月二十四日の審議において政府は、刑事事件捜査に関して証拠として押収した個人番号付き名簿を証拠として取り調べることはできるが、それを超えて個人番号をキーとして検索したりデータベースを作成したりすることは違法と答弁している。

その一方で、第八十六回国会衆議院内閣委員会の三月七日の審議において、破壊活動防止法第二十九条による公安調査庁と警察庁及び都道府県警察との間の特定個人情報を含む情報又は資料の交換は可能と答弁している。

番号法施行令別表により公安目的で提供された特定個人情報は、長期間保管・利用されることが想定されるが、公安目的の範囲内としてデータベースを作成し共有することはないのか、またデータベースを作成せずに提供された特定個人情報をどのように保管・利用するのか、明らかにされたい。

一の5について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

なお、御指摘の「破壊活動防止法第二十九条による公安調査庁と警察庁及び都道府県警察との間の特定個人情報を含む情報又は資料の交換」については、法第十九条第十二号に該当せず、認められていない。

6 第八十六回国会衆議院内閣委員会の三月七日の審議において政府は、特定秘密保護法における適

性評価への特定個人情報の利用に関し、特定秘密保護法第十二条第四項に基づく資料の提出や報告の徴収における特定個人情報の取扱いについて検討すると答弁している。現時点における検討状況を明らかにされたい。

(答弁書) 一の6について

特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第十二条の規定による適性評価の実施においては、現時点で特定個人情報を利用する必要性はないと考えている。

6) 第19条12による自治体からの特定個人情報の提供と個人情報保護条例との関係

(1) 番号法第19条12を「法令に定めがある場合」として提供することが可能か

やぶれっ!住基ネット市民行動の質問に対する回答(2012年10月29日質問 11月12日回答)

(質問8-1)「番号法案第17条第11号(注:旧法案)で、刑事事件の捜査等に「番号」を含む個人情報を提供できるとなっている。多くの自治体の個人情報保護条例では、原則として外部提供を禁止しつつ「提供について法令に定めがある場合」は例外的に提供を認めることとしているが、刑事訴訟法第197条や出入国管理及び難民認定法第28条の「捜査関係事項照会」を受けた行政機関にとって、この第17条は「法令に定めがある場合」の根拠となるか。

【内閣官房 社会保障改革担当室の回答】

マイナンバー法第17条は、特定個人情報の提供禁止の例外を各号に列挙した場合に限定しており、個人情報保護条例等における個人情報の提供禁止の例外である「法令に定めがある場合」よりも厳格に制限しています。そして、法律は条例に優先して適用されることから、特定個人情報について照会(提供の依頼)を受けた行政機関は、マイナンバー法第17条各号に規定された例外に該当する場合に限り特定個人情報を提供することができます。

しかるところ、刑事訴訟法第197条の規定に基づく「捜査関係事項照会」は、マイナンバー法第17条11号「刑事事件の捜査」に該当するためこれに応じて特定個人情報を回答(提供)することは可能ですが、出入国管理及び難民認定法28条の規定に基づく照会は、「刑事事件の捜査」ではないため、これを根拠として特定個人情報を回答(提供)することはできません(これに対し、特定個人情報でない個人情報については、出入国管理及び難民認定法第28条の規定が個人情報保護条例の「法令に定めがある場合」に該当すると考えられるため、回答(提供)できると考えられます。)

(2) 自治体条例で警察等へのオンライン情報提供が可能に?!

・東京都個人情報保護条例改正(平成27年12月第4回定例会で可決)の考え方

オンラインによる保有個人情報の提供の原則禁止規定を、必要な保護措置を講じることによって原則可能となるよう改正(「都情報公開・個人情報保護審議会答申」平27年3月25頁=会長:宇賀克也)(理由説明)

○ 都条例第11条第2項は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、オンラインによる保有個人情報を外部に提供することを禁止している。

○ 一方で、番号法は、異なる機関の間における特定個人情報の情報連携は、国が新たに構築する「情報提供ネットワークシステム」を通じて行うことを原則としており、オンラインによる提供を原則禁止する都条例の前記規定とは相反する考え方となっている。

情報提供ネットワークシステムによる提供は、……都条例の規定には違反しないとすることが可能であるため、……番号法の考え方に合わせて改正しなければならないものではない。

○ しかし、近時の情報通信技術の急速な進展に鑑みれば、今後、オンラインによる保有個人情報の提供に対する要望が高まるとともに、技術面の向上によって、個人情報について「必要な保護措置」が十分に講じられていると解することができる事例が増加することも予想される。

そこで、都条例におけるオンライン提供に関する規定の考え方について、原則禁止から原則可能に変更するとともに、従来の例外事由である「個人情報について必要な保護措置が講じられている場合」について、これを適用要件にする形で改正すべきである。

・「番号法19条各号であればオンライン結合を認めるべき」論

「地方公共団体においては、番号法19条各号に列挙された場合であれば、特定個人情報のオンライン結合等を可能とするよう定めることが求められる」（「自治体職員のための番号法解説 [実務編]」宇賀克也・水町雅子・梅田健史著 第一法規 平成26年12月10日159頁）

（3）J-LIS管理の自治体情報への捜査関係事項照会

（1）J-LISの管理する自治体個人情報

- ・住基ネット全国センター……本人確認情報(氏名/生年月日/性別/住所/個人番号住民票コード)
 - ・公的個人認証サービス……氏名/生年月日/性別/住所/住民票コード/電子証明書の発行番号
 - ・マイナンバーの生成と通知カード送付……送付先リスト
 - ・マイナンバーカード管理システム……氏名/生年月日/性別/住所/連絡先/個人番号/顔写真情報
 - ・自治体中間サーバー・プラットフォーム……情報連携用符号/団体内宛名番号/特定個人情報の副本
- ※自治体毎にアクセス管理、J-LISは当該個人情報にアクセス・関与できない
- ・証明書類コンビニ交付の証明書交付センター
 - ・自治体の総合行政ネットワークLGWANの運用……行政文書や国税地方税連携等

（2）マイナンバーカード交付データへの捜査関係事項照会の扱い

総務省が2015年9月29日に自治体に通知した「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に係る質疑応答集」の問9で、個人番号カードの交付申請書に関する自己の情報に係る開示請求や捜査関係事項照会があった場合、「個人番号カードの交付申請書の受付及び保存は、市町村から機構に委任されているため、当該開示請求や当該捜査関係事項照会は機構に対して行なうよう、当該請求等の相手方に教示することとなる」と回答

※2017年5月16日参議院総務委員会の山下芳生委員に対する地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の答弁で、マイナンバーカードの作成交付のためにJ-LISが保存する顔写真データを、警察の求めに応じて1件提供したことが明らかにされた。共謀罪捜査などでの利用も否定していない。

議事録16頁 <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/193/0002/19305160002013.pdf>

（3）共通番号いないネットのJ-LISへの質問(2016年5月25日)と回答(2016年10月13日)

【質問】（1）個人番号カード発行のために保管されている個人情報について

- 1）貴機構に開示請求や捜査関係事項照会があった場合の対応について説明されたい
- 2）捜査関係事項照会の有無について自己情報開示請求をした場合の対応を説明されたい

【回答】 個人情報保護法その他関係法令に基づき適正に対応いたします。

【質問】 4）個人番号カード発行のために提供される顔写真の記録方法について、単なる画像として管理されるか、顔認証に利用が可能なデータとして管理されるか

【回答】 個人番号カード交付申請書に貼付されている顔写真は、個人番号カード管理システムにおいて、画像データとして保存されます。

7) 「国家管理への懸念」は解消されるか

やぶれっ！住基ネット市民行動の質問に対する回答（2012年10月29日質問 11月12日回答）

（質問8 2）刑事事件の捜査等に提供された個人情報の利用状況は本人開示の対象にならず（行政機

関個人情報保護法第14条)、第三者機関(個人番号情報保護委員会)のチェックの対象外とされ(番号法案第48条)、警察や入国管理局等に提供された後「番号」によってどのようにデータマッチングされても国民は知ることができない。「社会保障・税番号大綱」では番号制度により「様々な個人情報が、本人の意思による取捨選択と無関係に名寄せされ、結合されると、・・・表現の自由といった権利の行使についても抑制的にならざるを得ず(萎縮効果)、民主主義の危機をも招くおそれがあるとの意見があることも看過してはならない」(15頁)と指摘しているが、このような刑事事件捜査等への提供を認めて、国民に生じる「国家管理への懸念」は解消されると考えるか。

【回答】

例えば、特定個人情報を漏えいしたマイナンバー法違反の刑事事件の捜査において、証拠たる特定個人情報を捜査機関に提出することは不可欠です。他方で、捜査のために提供された特定個人情報は目的外利用が禁止され、当該刑事事件の捜査に必要な限度でのみ利用できます(マイナンバー法6条5項)。

また、個人番号情報保護委員会の権限の対象外ではありますが、刑事訴訟法等において押収物(特定個人情報)に対する保護措置、救済手段等が定められており、例えば、留置の必要のない押収物(特定個人情報)は還付が義務づけられ、還付に関する処分について司法機関たる裁判所への不服申立てが認められるなどしています。

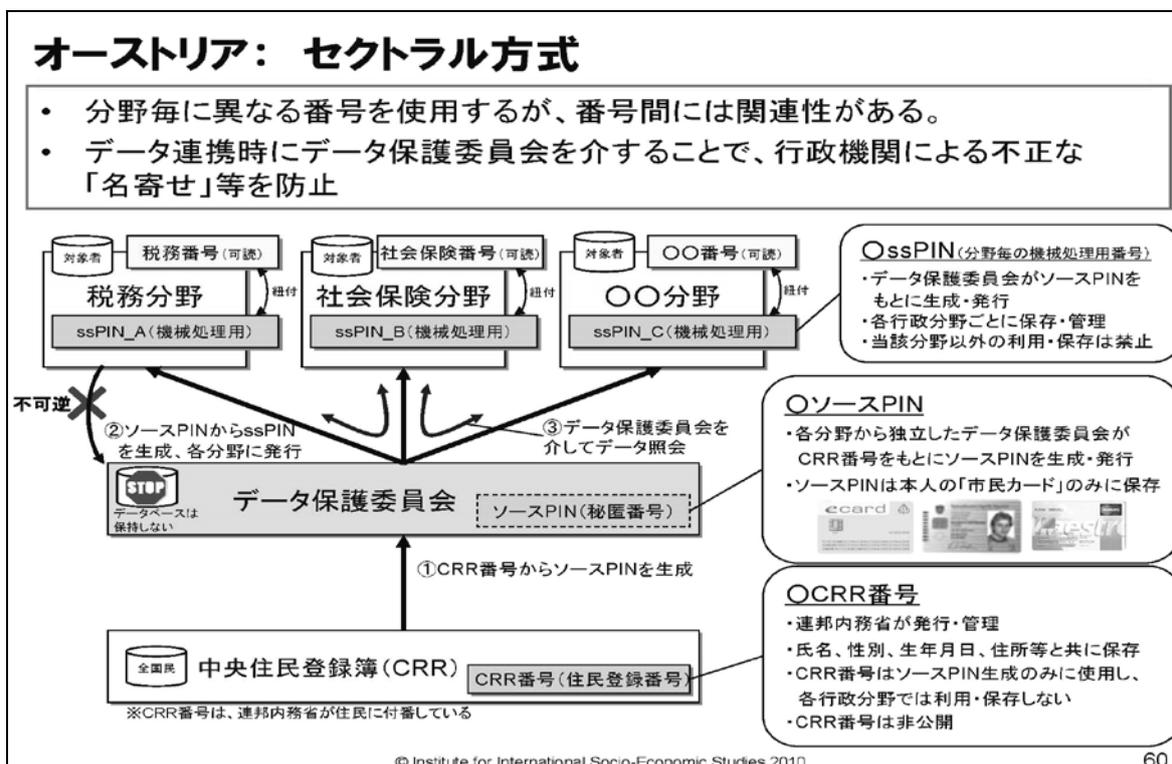
したがって、個人情報の国家管理への懸念はあたらなないと考えられます。

[5] 番号法の枠外での(違法な)諜報・公安機関による情報収集の可能性

法制度では防止はできない、アクセスできないシステムになっているかどうか

1) 情報提供ネットワークシステムにアクセスしての情報収集

- (1) 符号生成管理とデータ連携は、情報提供ネットワークシステムを管轄する総務省が行なう
- 外部からの不正アクセスや漏えい対策にはなっているが、総務省の不正利用は防げない
- ※マイナンバー制度のモデルとなったオーストリアのシステムは、行政機関による不正な名寄せ等を防止するため第三者委員会(データ保護委員会)が符号生成管理とデータ連携を行なう



(「海外における国民IDの動向」2010年12月13日 (株) 国際社会経済研究所小泉雄介氏作成図)

(2) マイナンバー違憲神奈川訴訟での国の反論 (第1準備書面)

「情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う際に、情報提供ネットワークシステムを介するが、いわゆる4情報(氏名・住所・生年月日・性別)は用いられず、かつ、番号利用法2条5項にいう個人番号ではなく、それらを推知し得ない情報提供用個人識別符号を用いるため、情報提供ネットワークシステム設置・管理者が当該個人情報具体的に誰の情報であることを識別し把握することは不可能である」(16頁)

↑ 符号を生成管理する情報提供ネットワークシステム設置・管理者(=総務省)は、符号により個人の識別把握は可能

2) 全住民登録者情報を保管する自治体中間サーバー・プラットフォームへのアクセス

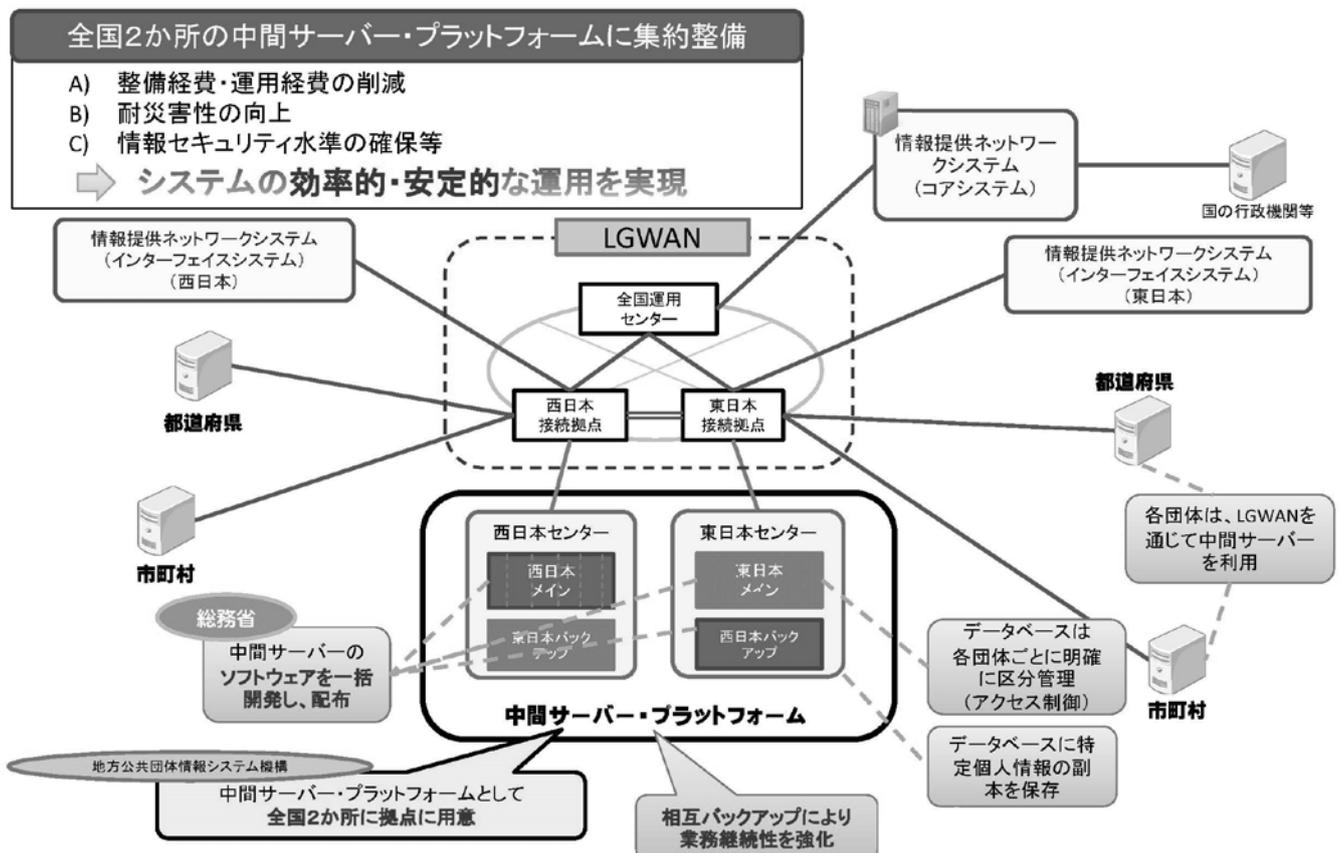
(1) 中間サーバーとは

- ・情報提供ネットワークシステムと各自治体等の既存業務システムとの間で、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステムと既存業務システムとの情報の授受の仲介をする役割を担う。
- ・そのため情報連携の対象となる全住民の所得情報、世帯情報、税・所得情報、福祉分野の個人情報を、既存システムからコピーして最新の情報に更新して保存
- ・中間サーバーのデータベースには、マイナンバーや氏名等は記録せず、自治体内の個人の識別のための「団体内統合宛名番号」と、情報連携の際の個人の識別のための「機関別符号」を紐づけて管理

(2) 中間サーバーの集中化

2014年1月16日、総務省は地方公共団体の中間サーバー整備の共同化・集約化について通知

②-2 地方公共団体の中間サーバーの共同化・集約化(イメージ)



(3) 中間サーバープラットフォームへの警察・公安機関のアクセスの可能性

・個人を符号で識別→符号が分かれば個人特定可能。

・マイナンバー違憲神奈川訴訟での国の反論（第1準備書面）

「自治体中間サーバーに登録している当該住民の情報は、当該自治体中間サーバー上、情報提供用個人識別番号によって管理されており、いわゆる4情報や番号法2条5項にいう個人番号は保存されていない。そのため、仮に不正アクセス等により情報の漏えいがなされたとしても、それが具体的に誰の情報であるのかを特定することは極めて困難である」（17頁）

↑ 外部の人間が個人特定するのは困難でも、符号を管理する総務省は個人特定可能
集中化により、不正アクセスを自治体が把握できない

(4) 中間サーバー・プラットフォームで管理される住民情報への捜査関係事項照会

共通番号いらぬネットのJ-LISへの質問(2016年5月25日)と回答(2016年10月13日)

自治体と情報提供ネットワークシステムとを仲介する中間サーバについて、貴機構が管理する全国2カ所の「中間サーバー・プラットフォーム」に共同化されることにより、最新の全住民情報の副本が集約して保管されることになっている。

1) 自己情報の開示請求や捜査関係事項照会があった場合の対応について説明されたい。

2) 捜査関係事項照会の有無について自己情報開示請求をした場合の対応を説明されたい。

3) 自己情報の開示請求の方法について、市民に説明をしているか

(回答)当機構は地方公共団体に対して、中間サーバー・プラットフォームという中間サーバーを構築する場所を提供する立場であり、地方公共団体の中間サーバーにある情報については、地方公共団体が管理する情報であるため、各地方公共団体において対応することとなります。

3) マイナポータルをつかった個人情報のデータマッチングとアクセス

やぶれっ!住基ネット市民行動質問への回答 2013年9月9日質問 10月16日回答

【質問4 (5) マイポータルのアクセス記録】

マイポータルは個人のあらゆる特定個人情報を集約し閲覧できるようにする仕組みであり、これ自体がデータマッチングの仕組みとなっている。この仕組みを使って行政機関や警察などが特定の個人の情報をすべて一覧することは、不正・違法ではあるが可能ではないか。

個人情報保護ワーキンググループの検討において、マイポータルへの利用者のアクセスログは残さない設計を考えていると説明されており、それに対しては不正アクセスがあった場合にまったくログが残っていないことによって対応が難しくなる危険が指摘されている(個人情報保護WG第4回2011年4月1日)。行政機関や警察がマイポータルへ不正・違法にアクセスしていないことを、どのようにシステム的に確認できるか。

【回答】

マイポータルの自己情報表示機能は、法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する機能(番号法附則第6条第6項第1号)であり、行政機関や警察が特定の個人の情報を閲覧することはできません。また、不正アクセス、不正操作等の不正行為発生に備え、何らかのかたちでアクセスログを記録することなどを検討しています。

※技術的・システム的には利用可能だが法的にはできない、という回答

・マイナポータルへのログインには、個人番号カードの利用者証明用電子証明書を使用

情報提供記録や自己情報開示のために、電子証明書の発行番号(シリアル番号)と「符号」を紐付けて、特定個人を識別……符号が分かれば個人特定して情報収集可能

【参考図書】『マイナンバーは監視の番号』(やぶれっ!住基ネット市民行動編 緑風出版¥2000)